



# 令和7年度青森県 スマート農業チャレンジ支援事業

持続可能で生産性の高い農業を実現するため、  
農業者の皆さんのスマート農業機械等の導入を  
支援します。

令和9年3月31日までに納品できるものに限りです。

要望期間

補助率 : 2分の1以内  
補助上限 : 1,250万円

令和8年4月13日(月)

～5月15日(金) 17時まで



青森県農林水産部

## 留意事項

補助事業は、国民の税金を活用して実施しますので、ルールを守る必要があります。

### 令和8年度中に納品 できなかった場合

事業の財源として活用している国の交付金は、令和9年度に繰越ができないことから、**交付決定の取消し**の可能性がります。

**※必ず、販売店に納品日を確認してください。**

### 財産処分の制限

機械等の耐用年数（農業機械は7年間）が経過するまでの間は、県の許可を得ないで売却、譲渡、貸付などを行うことはできません。また、財産管理台帳は、耐用年数が経過するまで保管してください。

### 会計検査院の対応

会計検査院の検査対象となった場合、説明をお願いすることがあります。

### 事業完了後

設定した成果目標の達成状況について、令和10年6月末までに報告していただきます。

また、補助事業に関する書類は、令和14年3月31日まで保管してください。

# 事業概要

対象品目	農作物全般
事業主体	以下のいずれかに該当する者。 ①農業者（農林業センサスの農業経営体のうち個人経営体に該当し、青色申告をしている者） ②農業法人（農地所有適格法人、農事組合法人、その他主に農業を営むものと知事が認める法人） ③任意組織（3戸以上の農業者が組織する団体で代表の定めがあり、かつ組織及び運営に関する規約があるもの）
事業要件	以下の全てを満たすこと。 ①県内に本社又は生産拠点を有し、県内で事業を実施すること。 ②事業実施主体が事業実施年度から翌年度までの間に、事業計画書記載の目標を達成する見込みがあること。 ③導入する農業機械等については、計画に即した適正な規模・能力であること。 ④導入した農業機械等について、農機具共済その他民間事業者が提供する保険に加入すること。
補助率	税抜き事業費の2分の1以内
補助上限額	1事業主体当たり1,250万円

## 主な補助対象機械等

- 原則として、**スマート農業機械**が補助対象となります。
- 導入する農業機械等は、原則新品で50万円以上のものに限りです。
- 既存機械からの**単純更新は対象外**です。

令和9年3月31日までに納品できるものに限りです。

品目	主な補助対象機械等
共通	自動操舵システム又はGPS車速連動機能が付いた農業機械
	センサー搭載又はAIカメラ機能付き選果・選別機
土地利用型作物、露地野菜	GNSSを活用した自動操舵及びガイダンスシステム
	ICT機能が付いた作業機（アタッチメント）
	ドローン
	水田高度水管理システム
	可変施肥機能が付き田植機・播種機
	情報収集（食味・収量・水分）センサー付き収穫機
果樹	自動運搬台車
	自律走行無人草刈機
	キャビン付きスピードブレーヤ
施設園芸	ICTやIoTの技術を活用した環境制御装置
	ビニールハウスの自動開閉装置
	自動かん水・施肥装置
	いちご高設栽培システム

## 事業開始までの主な流れ

### 要望調査

4月13日～5月15日

- ・必要書類の提出
- ・必要に応じてヒアリング

### 採択通知

6月中・下旬

### 交付申請

- ・県が指示する様式で交付申請書を提出(3者以上の見積書添付)

### 事業開始 (交付決定後)

- ・契約

交付決定前に契約する必要がある場合は、事前に相談してください。

## 採択方法

事業計画書の内容から、①事業効果、②公平性、③地域への波及効果、④経営のリスク対策、⑤財務の健全性の観点でポイント付けし、予算の範囲内でポイントの高い順に採択します。

## 提出書類

- ①事業計画書
- ②成果目標の現状に係る根拠資料  
(例) 作業日誌、農地台帳など
- ③農業機械等の規模決定根拠
- ④定款、決算書 (法人、任意組織の場合)
- ⑤見積書の写し (1者以上)
- ⑥農業機械等のカタログ (コピー可)
- ⑦青色申告決算書の写し
- ⑧認定農業者 (認定新規就農者) であることの証明  
(例) 市町村が発行した証明書など
- ⑨農業共済、収入保険などの加入の証明

事業計画書では、以下のいずれかの目標を設定してください。  
なお、現状値は令和7年度、目標年度は事業実施年度の1年後  
(令和9年度) とします。

- ①面積拡大
- ②10a当たり生産コスト (減価償却分除く) の削減
- ③10a当たり収量の増加
- ④売上げの増加
- ⑤10a当たり労働時間の削減

ただし、スピードスプレーヤについては、キャビン付きとし、目標年度までに防除面積 (受託面積を含む) を5%以上拡大させる必要があります。

# 記載例

## 令和7年度青森県スマート農業チャレンジ支援事業計画書

### 1 事業実施主体の概要

ふりがな		あおり たろう		生年月日
事業実施主体名 (氏名または法人・組織名)		青森 太郎		1965年1月1日
法人・組織 の場合	代表者 役職・氏名	任意組織、法人は記載不要		
	担当者 役職・氏名			
該当するものいずれかに○ (複数回答可)		認定農業者	認定新規就農者	トップランナー塾修了生
任意組織は記載不要		青年農業者 (OB含む)	農業経営士 (名誉農業経営士含む)	あおり農業経営塾修了生 (現役含む)
後継者の確保状況 (該当するものに○)		有(長男 35歳)		無
住所		〒 123-4567 青森市〇〇1-1-1		任意組織、法人は記載不要
電話番号		090-1234-4567		
電子メールアドレス		abcde@〇△□.ne.jp		

### 2 事業実施主体の経営概況

農地等の所在市町村	〇〇市			
対象作物等名	水稲			
現状の経営面積(令和7年度)	21 ha	固定資産額	21,000,000 円	
		自己資本額	22,000,000 円	
収入補てんに係る保険の加入状況 (該当するものに○)	農業共済	収入保険	ナラシ対策	未加入

### 3 過去の物価高騰対策の活用状況

事業名	目標項目	目標値	実績値	達成状況
R4農林水産関連原油・原材料価格高騰等対策事業	面積拡大	18 ha	R6 21ha	達成
R5農林水産関連物価高騰等対策事業		R7でも可	R7	
R6物価高騰対応「スマート農業機械」導入促進事業				

## 記載例

導入する農業機械等 (農業機械等名、能力、台数等)	ロボットトラクター88馬力:1台
機械等を導入する目的	スマート農業機械の導入により、現在の労働力で規模拡大を図るため
導入機械の保管場所	青森市〇〇1-1-3
既存農業機械等の状況 (導入する農業機械と同種の既存農業機械等について、能力や台数等)	トラクター60馬力:1台、ロータリー:1台、ハロー1台
事業費 (税抜き金額を記入)	14,000,000 円
補助金額 (事業費の2分の1以内、千円未満切捨て)	7,000,000 円
完了予定年月日 (機械の納入予定日)	令和9年2月10日

事業実施後、既存機械をどうするのか  
(活用する場合は利用日数、面積を記載)

## &lt;機械の導入後の利用計画&gt;

農業機械名	作業内容	利用日数(日)		面積(ha)	
		現在	目標	現在	目標
既存 トラクター	廃棄				
新規導入 ロボットトラクター	耕起、代掻き(ロータリー、ハローは既存のものを活用)	20	20	21	24

## 5 成果目標

成果目標	単位	現状値	目標値	目標値/現状値	確認資料及び算出方法
①経営面積の拡大	(単位)	(令和7年度)	(令和9年度)	(%)	農地台帳、貸借予定農家リストより算出
品目名: 水稲	ha	21	24		
②防除面積の拡大	(単位)	(令和7年度)	(令和9年度)	(%)	
品目名:	ha				
③10a当たり生産コスト(減価償却分除く)の削減	(単位)	(令和7年度)	(令和9年度)	(%)	
品目名:	円/10a				
④10a当たり収量の増加	(単位)	(令和7年度)	(令和9年度)	(%)	
品目名:	円				
⑤売上げの増加	(単位)	(令和7年度)	(令和9年度)	(%)	
品目名:	円				
⑥10a当たり労働時間の削減	(単位)	(令和7年度)	(令和9年度)	(%)	
品目名:	時間				

- ・①～⑥のいずれかの目標を選択
- ・スピードスプレーヤを導入する場合は、②を選択し、5%以上増加させる目標を設定

## 規模決定根拠の例

要望する機械の規模（＝能力）をどのように決定したかを説明する資料です。設定する目標やほ場の条件によって異なりますが、面積拡大を目標とした場合の例をお示しします。

### ①機械の作業能力（1時間当たりの作業面積）

例：作業幅2mの機械を時速10km(10,000m/時)で作業させる場合、1時間で2m×10,000m=20,000m<sup>2</sup>=2haできる機械となる。

しかし、ほ場内で旋回や補給などの時間が1時間のうち15分程度ある場合、実際に作業を行うのは45分となる。

$$2 \text{ ha} \times 45 \text{ 分} \div 60 \text{ 分} = 1.5 \text{ ha/時間}$$

### ②作業可能時間（その作業に使うことができる時間）

例：この機械を1日で4時間使用し、作業を5日間で終わらせる必要がある場合、そのうち1日程度は雨天で作業が不可能となると仮定すれば、作業可能日数は4日間となる。

$$4 \text{ 時間/日} \times 4 \text{ 日間} = 16 \text{ 時間}$$

### ③作業可能面積（＝①×②）

$$1.5 \text{ ha/時間} \times 16 \text{ 時間} = 24 \text{ ha}$$

### ④目標面積（令和9年度）

24 ha

### ⑤妥当性の判定（④≧③であれば適正規模）

適正

※同種の既存機械も合わせて使用する場合は、既存機械分も考慮する必要があります。

## 要望する前に、もう1度確認！

留意事項は理解しましたか？



令和8年度中に納品できますか？



事業要件は満たしていますか？



提出書類は揃っていますか？





手続き方法など詳細については、農林水産事務所にお問い合わせください。

※来所する際には、必要書類を準備し、事前に電話等で御連絡してからお越しください。

地域	提出先 ・ 問合せ先
東青	東青農林水産事務所 農業普及振興室 企画班 住所：〒030-0861 青森市長島2-10-3 フコク生命ビル6階 メールアドレス：hi-nosui@pref.aomori.lg.jp 017-734-9961
中南	中南農林水産事務所 農業普及振興室 企画班 住所：〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 メールアドレス： chunan_sinseimadoguti@pref.aomori.lg.jp 0172-33-2903
三八	三八農林水産事務所 農業普及振興室 企画班 住所：〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 メールアドレス：sa-nosui@pref.aomori.lg.jp 0178-27-5111(内線231)
西北	西北農林水産事務所 農業普及振興室 企画班 住所：〒037-0046 五所川原市栄町10 メールアドレス：ni-nosui@pref.aomori.lg.jp 0173-34-2111(内線239)
上北	上北農林水産事務所 農業普及振興室 企画班 住所：〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 メールアドレス：ka-nosui@pref.aomori.lg.jp 0176-22-8111 (内線223)
下北	下北農林水産事務所 農業普及振興室 企画班 住所：〒035-0073 むつ市中央1-1-8 メールアドレス：sh-nosui@pref.aomori.lg.jp 0175-22-8581(内線285)

本事業に関する情報は、県HPにも掲載しています。(令和8年3月30日公表予定)

